

<b>日本精神保健看護学会ニュース</b> The Japan Academy of Psychiatric & Mental Health Nursing	第21号 平成10年1月16日発行
	事務局:〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-1-3 日本赤十字看護大学 精神看護学研究室内 電話 03-3409-0722 Fax 03-3409-0589

## 日本精神保健看護学会第8回学術集会メインテーマ決定

日時と場所：1998年6月6日（土）、7日（日）、聖路加看護大学にて  
 メインテーマ：ケアの急性期ケアのジレンマ 一人権の保障と最小限の拘束—

主旨：1988年の精神保健法施行以来、入院患者の人権保障については、さまざまな改善が試みられてきています。しかし、精神科医療の特性上、とくに急性期ケアでは、患者の自由意志に反しても、生命の安全を優先して、物理的また化学的拘束を必要とすることが多々あります。看護ケアにあたっては、”最小限の拘束”が尊重されるべきといわれながらも、安全と管理上の理由から、そのはざままでジレンマに陥ることもあります。

入院患者の人権保障について、急性期のケアに焦点をあてながら、看護者の陥りやすいジレンマと”最小限の拘束”について考えてみたいと思います。

（企画委員長 羽山 由美子）

## 第1回 ワークショップ 「境界例の看護」 開催

教育活動委員会では下記の通り、「境界例の看護」をテーマにワークショップを企画いたしました。日頃、臨床で抱えている問題を講義と事例検討を通して共有し、具体的な看護援助の方法を検討していきたいと思えます。会員、非会員に関らず、奮ってご参加下さい。

お申し込みは、平成10年1月31日（土）までに、FAXまたは郵送にてお願いいたします。なお、申込先着順で定員（講義200人、事例検討60人）になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込み下さい。また、講義のみの参加か、講義と事例検討両方に参加かも明記してください。事例検討のみの参加は受け付けておりません。

記

日時：平成10年2月7日（土） 10：00～16：00

場所：大阪赤十字病院（大阪市天王寺区筆ヶ崎5-53 「JR環状線鶴橋駅下車、徒歩7分」）

日程：9：30～

受付

10：00～12：00 講義「ボーダーラインの精神病理と看護ケア」

講師 宇佐美しおり先生（兵庫県立看護大学講師）

12：00～13：00 休憩

13：00～14：45 事例検討会

15:00～16:00 全体討議・まとめ

会費：講義のみ参加；会員¥1,000、非会員¥1,500

講義と事例検討両方に参加；会員¥1,500、非会員¥2,000（当日徴収いたします。）

※ワークショップ受付事務局

〒228-0829 相模原市北里2-1-1

北里大学看護学部 精神看護学研究室（担当：柴田）

FAX：0427-78-9824

（教育活動委員長 小林 信）

## 「精神分裂病」の病名変更の動きについて

昨年（2000年）の12月1日、2日、東京・池袋行われた「第12回精神障害者リハビリテーション会議（全国精神障害者家族会連合会主催）」において、「日本精神神経学会疾患概念と用語に関する委員会・精神分裂病の呼称を検討する小委員会」委員長の高木俊介氏より、精神分裂病の学術名の見直しの動きについて講演があった。ここではその時の高木氏の講演をまとめ、「精神分裂病」の病名変更の動きについて報告する。

全国精神障害者家族会連合会（全家連）は、1993年に日本精神神経学会およびその関連学会に対して、「精神分裂病」という名称の変更についての検討の申し入れをしている。

その理由としては、①分裂病という日本語の語感が破壊的、絶望的であるという当事者の圧倒的な感想、②翻訳語として問題があるということ、すなわち"schizo"という欧米語は「分裂」という日本語のもつ直接的な意味をぼんやりとしか表しておらず、日本語にした時ほど破壊的な感じが少ないということ等が挙げられていた。

日本精神神経学会では、全家連の申し入れをきっかけとして、1995年に「精神分裂病の呼称を検討する小委員会」が設けられ、「精神分裂病」という翻訳が定着した経緯、学会員へのアンケートなどの調査が行われ、学会総会でも2度にわたりこの問題に関するシンポジウムがもたれた。

周知のように、スイスの精神医学者オイゲン・ブローラーは、それまで早発性痴呆（デメンチア・プレコックス）と呼ばれてきた病気が、必ずしもその名前のように痴呆化するものではなく、また早発性とも限らないことから、シゾフレニーと改称することを提案し（1991年）、それが受け入れられ今日に至っている。これが日本に紹介され、「精神分裂病」と翻訳されたわけだが、最初は「精神分離症」、「精神乖離症」などさまざまな翻訳語が使われていた。これが現在の「精神分裂病」または「分裂病」と正式に定められたのは1989年のことであり、それまでは「分裂病」、「分裂症」、「精神分裂病」、「精神分裂症」の4通りが学会の正式な名称として併記されていた。このように、「精神分裂病」という名称は一般に考えられているほど伝統ある呼称ではないという点を高木氏は強調していた。

小委員会が行った2会のアンケート調査（1回目は評議員が対象、2回目は無作為抽出された1000人の一般会員が対象）では、病名変更についての精神科医の考え方は、1回目の調査、2回目の調査とも「病名変更」賛成の方が反対を上回っている。「変更したほうがよい」という理由は、①分裂病という言葉の響きやイメージの悪さ、②社会の偏見やスティグマが名称にまわりついている、③疾患概念と名称が不整合の3点にまとめられる。逆に、「変更の必要はない」とした意見には、①治療の向上、研究の進歩、啓蒙の推進の方が大切、②名称に伝統と歴史があり、変更は混乱をきたす、③精神分裂病概念は確固としたものである、④国際的な変更がないので日

本だけ変えると混乱がおこるなどに要約されたという。

変更病名としてアンケートに挙げられているものには、シュナイダー病（症候群）、プロイラー病（症候群）、幻覚妄想症（症候群）など多数がある。高木氏は学術的な翻訳用語の場合、「その訳語が当事者の社会的不利益にならないこと」という原則を基本的原則として付け加えるべきであると主張していた。

精神分裂病の学術名の見直しについては、日本精神神経学会において今後も引き続き検討が行われて行く。精神看護に携わる者として注意深く見守っていく必要があるであろう。

（文責：田中）

## 「精神保健福祉士」の国家資格化について

精神保健福祉士法案が国会に上程され、近々承認される見通しである。精神医療・福祉に関わる専門職として既に医療機関や障害者施設で活躍し多くの精神科看護職からも、彼らの業務の必要性は認知されてきたものと思われる。今回、デイケア、生活技能訓練、社会福祉援助業務等における無資格な業務遂行、業務の質の保証、専門性のより高度な発展等の問題を解決する制度上の必要性から法案が提出された。

「精神保健福祉士法案」では「精神保健福祉士は「厚生大臣の登録を受け、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識や技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受けている者や、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者」と定義されている。

精神保健福祉士主としては大学において厚生大臣の指定する科目を履修し、国家試験に合格した者が厚生省に登録することになっている。彼らに課せられた義務は、①社会的信用を傷つけないこと、②守秘義務、③医師その他の医療従事者との連携、④主治医からの指導を受ける義務がある。また、他の専門職同様名称独占も規定されている。

看護婦保健婦業務との業務上の相違点において日本看護協会と彼らとの間に見解の違いがあることは明記されるべきであろう。看護協会は「看護婦及び保健婦においても、作業所、共同住居及び福祉行政等で働くものがあり、PSWと同様に医療と福祉にまたがる業務を持つため、類似業務であると主張している。これに対し”通常業務”として医療と福祉にまたがる業務を持つ点で看護婦・保健婦業務と相違しているというものが彼らの主張である。

次に彼らの教育カリキュラム上の特徴は、福祉に関する学修が750時間、医学一般500時間、精神医学750時間となっている。社会福祉と同等の精神医学関連の科目が課せられそれらは、精神医学・精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉援助技術演習、精神保健福祉援助技術実習となっている。これは看護の精神看護学90時間前後、同実習90時間前後という最低基準の3倍であり、各看護系大学の心理学関係、保健婦課程を含めても約2倍の学習量を精神医学関連に置いている。これは当然のことながら、彼らが精神保健福祉の専門家として特化された教育を行うものに対し、看護基礎教育では看護婦・保健婦のジェネラリスト養成に当てられているためである。ただ、社会福祉士にしても社会福祉に関する時間数は900時間である点からは福祉に関する時間の夥多を論じては仕方がないかもしれないが、社規福祉士の上に、医療ソーシャルワーカーがあり、その専門の中に精神保健福祉士があるという構造ではない点から福祉の専門職は個別の3種のものがあることになる。これからは関連業種としてその推移を見守りたい。

（文責：岩瀬）

## 第8回日本精神保健看護学会総会・学術集会のお知らせ

第8回日本精神保健看護学会総会・学術集会は、下記のように開催されることになりました。

とき：平成10年6月6日（土）・7日（日）

ところ：聖路加看護大学

### ＜一般演題募集について＞

当学会では、発表の場での会員相互の意見・情報の交換を重視し、参加型の学会として十分なディスカッションの時間を設けております。萌芽的研究、実践報告など、研究として発展段階にある演題も大いに歓迎しております。

会員の皆様の日ごろの研究・実践の成果を発表する場として、どうぞふるってお申し込みください。

- 1、発表ご希望の方は、本号（第21号）ニュースレターに同封のハガキにて、演題名をお申し込み下さい。（平成10年2月16日必着）
- 2、演題名を登録された方には、のちほど抄録用原稿用紙をお送り致します。抄録の締め切りは平成10年3月16日（必着）です。

### 事務局だより

1) 学会にお知り合いのいらっしゃらない入会希望者に、事務局より誠に勝手ながら近隣在住の会員の方々を紹介しております。入会希望者よりご連絡があった場合は、学会会員資格の基準に見合っているかどうかご確認の上、ご推薦下さるようお願い申し上げます。学会員資格は規約の中に明記されております。

2) 学会誌および抄録集のバックナンバーを販売しております。

①送本先の住所、②氏名、③ご希望の巻数、④部数を明記して事務局宛にお申し込みください。代金は後から請求させていただきます。学会誌第1～3巻がセット価格で5,400円、第4～6巻が各1,800円、第2～7回学術集会抄録集が各600円（すべて郵送料込み）となっております。第1回学術集会抄録集は在庫がございませんので、ご了承ください。

事務局の連絡先：日本精神保健看護学会事務局

150-0012 渋谷区広尾4-1-3 日本赤十字看護大学内

電話 03-3409-0722 F a 03-3409-0589

編集委員：田中美恵子、岩瀬信夫、中山洋子、若狭紅子、川添由紀、青本さとみ